

令和8年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和8年5月22日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 報告第 4号 専決処分の報告について
- 7 報告第 5号 専決処分の報告について
- 8 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 9 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 11 議案第36号 財産の取得について
- 12 議案第37号 広尾町税条例の一部改正について
- 13 議案第38号 広尾町都市計画税条例の一部改正について
- 14 議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 15 議案第40号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について
- 16 議案第41号 令和8年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 17 発議第 4号 常任委員の選任について
- 18 発議第 5号 議会運営委員の選任について

○追加議事日程

- 1 発議第 6号 議長の常任委員辞任について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |
| 7番 志村 國昭 | 8番 浜野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前崎 茂 |
| 11番 渡辺 富久馬 | 12番 山谷 照夫 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副町	長	及	川	隆	之
兼会計管理者		室	谷	直	宏
兼出納室長		室	谷	直	宏
総務課長		室	谷	直	宏
併総務課参事		木	村	正	樹
併総務課主幹		影	山	考	基
併総務課主幹		坂	田	邦	昭
併総務課主幹		北	山		誠
企画課長		鎌	田		慎
企画課参事		三	上	昌	樹
住民課長		柏	崎	弥香	子
保健福祉課長		山	畑	裕	貴
兼老人福祉センター所長		山	畑	裕	貴
地域包括支援センター長		美	藤	知	純
健康管理センター長		木	下	慶	太
保健福祉課子育て支援室長		今	村	正	樹
兼子育て世代包括支援センター長		今	村	正	樹
認定こども園ひろお保育園長		舩	田	光	恵
認定こども園ひろお保育園副園長		三	上	麻	夕
豊似保育所長		小	村	和	徳
兼子育て支援センター所長		三	上	麻	夕
兼放課後児童クラブ所長		今	村	正	樹
特別養護老人ホーム所長		金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長		金	石	輝	義
養護老人ホーム次長		佐	藤	寛	光
兼特定介護事業所長		金	石	輝	義
農林課長		安	岡	伸	弘
兼町営牧場長		安	岡	伸	弘
水産商工観光課長		山	田	雅	樹
建設水道課長		楠	本	直	美
建設水道課長補佐		川	崎	幸	一

兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港 湾 課 長	宝	泉		大
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事 務 局 長	沖	田	一	美
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	別	所	龍	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和8年第2回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から承認2件、報告2件、議案9件を受理しております。また、議会から議案2件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、雄谷幸裕議員、10番、前崎茂議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和8年第2回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
初めに、1点目の人事異動についてであります。
本年4月1日付で人事異動を発令いたしましたので、報告をいたします。発令件数は87件であり

ます。そのうち昇任者は13名で、内訳は、課長補佐職から課長職へ4名、係長職から課長補佐職へ2名、係から係長職へ7名であります。降任者は5名でありまして、役職定年制による課長職から係長職への降任であります。また、新規採用者は6名で、内訳は、一般行政職2名、社会福祉士1名、保育士2名、再任用職1名であります。

本年4月1日現在の職員数であります。役職別で、課長職が15名、課長補佐職が9名、係長職が65名、係が60名の計149名でありまして、昨年4月1日と比較して1名の減となったところであります。

なお、異動後の機構につきましては、行政報告資料の機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、2点目の令和8年4月20日発生の三陸沖地震への対応についてであります。

4月20日午後4時53分に三陸沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、広尾町でも震度2を観測いたしました。

午後4時55分に広尾町を含む北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発令されたことから、直ちに災害対策本部を設置し、沿岸地区への避難指示を決定いたしました。防災無線で避難を呼びかけ、午後5時5分にコミュニティセンター、老人福祉センター、音調津避難施設の3か所を避難所として開設するとともに、緊急避難場所6か所に職員を配置し、避難者への対応を行ったところであります。午後8時15分に津波警報が解除となったことを受け、避難指示を解除いたしました。避難指示解除により避難者全員が帰宅したため、全ての避難所を午後8時30分に閉鎖したところであります。避難所に避難された方は、3か所合わせて最大73人となりました。

また、津波は十勝港で午後7時21分に最大波0.3メートルを記録したところでありますが、公共施設、民間施設ともに津波による被害はありませんでした。

気象庁は、日本海溝・千島海溝沿いにおける大規模地震発生の可能性が平常時と比べ高まっているとして、同日午後7時30分に「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発令いたしました。発令を受け、防災無線や町公式LINE、ホームページで災害の備えの再確認、速やかな避難について、町民へ呼びかけを行ったところであります。

今回の対応について検証し、今後の防災対策に生かしてまいります。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

1件目であります。

工事名は、令和7年災音調津川災害復旧工事その1であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町字野塚764番地、株式会社ホリタ、代表取締役堀田真であります。

契約額は4,070万円でありまして、工期は令和8年4月1日から令和9年1月29日までであります。

工事の概要であります。施工場所は字音調津でありまして、工事の内容はスロープ型の籠マットを設置するものであります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社田中建設、株式会社ホリタ、アカイシ建設株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は97.3%であります。

次に、2件目であります。

工事名は、広尾町水道施設中央監視装置更新工事であります。

契約の相手方は、札幌市中央区大通東7丁目12番9、北海道富士電機株式会社、取締役社長谷村修であります。

契約額は5,089万7,000円でありまして、工期は令和8年4月24日から令和9年3月26日までであります。

工事の概要であります。施工場所は広尾浄水場でありまして、工事の内容は中央監視装置一式の更新であります。

指名業者等の状況についてであります。北海道富士電機株式会社、株式会社東日本計装、新栄クリエイト株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は97.9%であります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第3号～日程第5 承認第4号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてと日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第3号及び承認第4号の専決処分の承認を求めることについての2件について、一括して説明申し上げます。

初めに、承認第3号についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第10号）であります。

2ページをお願いいたします。

専決処分の理由であります。国民健康保険事業勘定特別会計における北海道国民健康保険保険給付費等交付金の減額に伴う国民健康保険病院運営交付金の追加及び法定分の国民健康保険事業勘定特別会計繰出金の追加について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和8年3月31日であります。

3ページの令和7年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

4ページをお願いいたします。

歳出であります。

3款1項社会福祉費は、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金を追加するものであります。

4款1項保健衛生費は、国民健康保険病院運営交付金の追加であります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

内容といたしましては、国民健康保険事業勘定特別会計において国保病院が整備する医療機器の財源としていた北海道国民健康保険保険給付費等交付金の一部が交付対象外であったため、当初の見込みよりも2,000万円減額されました。交付決定を受けた3月25日に判明し、議会を招集する時間的余裕がないことがなかったことから、減額分を補填するために国民健康保険病院運営交付金の追加を専決処分させていただいたものであります。

また、法定分の国民健康保険事業勘定特別会計繰出金の積算に誤りがあったことから、こちらにつきましても専決処分により予算を措置させていただいたものであります。

本件につきましては、予算編成時における確認不足により生じた事案であり、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止の徹底を図ってまいります。申し訳ありませんでした。

次に、5ページをお願いいたします。

承認第4号についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）であります。

6ページをお願いいたします。

専決処分の理由であります。北海道国民健康保険保険給付費等交付金の減額に伴う国民健康保険病院補助金の減額及び法定分の国民健康保険事業勘定特別会計繰入金の追加に伴う基金積立金の追加について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和8年3月31日であります。

7ページをお願いいたします。

令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,257万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億313万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

8ページをお願いいたします。

歳入であります。

保険給付費等交付金を減額し、一般会計繰入金を追加するものであります。

次に、9ページの歳出であります。

国民健康保険病院補助金を減額し、おのおの財源内訳を整理し、基金積立金を追加するものであります。

内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、北海道国民健康保険保険給付費等交付金の減額に伴う国民健康保険病院補助金の減額及び法定分の国民健康保険事業勘定特別会計繰入金の追加に伴う基金積立金の追加につきまして、おのおの専決処分により予算を措置させていただいたものであります。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。ご承認方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第3号 専決処分の承認を求めることについてと承認第4号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第3号と承認第4号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについてと承認第4号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括採決します。

お諮りします。本件2件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件2件は、承認することに決しました。

◎日程第6 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第4号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

件名は、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第11号）でありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。基金の繰入れ及び積立ての確定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和8年3月31日であります。

12ページの別紙、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,570万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,323万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

13ページをお願いいたします。

第1表の歳入であります。

事項別明細書は3ページも併せてご覧いただきたいと思います。

2款地方譲与税から次のページの第11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

15款道支出金は、町有林整備事業の確定による減額であります。

16款1項財産運用収入につきましては、基金の利子収入及び繰替え運用収入の確定により整理を行ったものであります。同款2項財産売払収入につきましては、立木売払収入及びJークレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

17款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金につきましては、減債基金は全体予算の調整により繰入金を減額するものであります。国鉄広尾線代替輸送確保基金及び中川一郎記念館管理運営基金、森林環境振興基金につきましては、歳入歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理を行ったものであります。

20款諸収入につきましては、基金整理に関わるものを整理したものであります。

次に、歳出であります。

議案15ページ、事項別明細書は6ページであります。

2款1項総務管理費につきましては、財務管理費は基金積立金の整理、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費は歳出の確定に伴う整理であります。

5款農林水産業費につきましては、基金積立金及びJークレジット売払手数料、森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴う整理であります。

6款商工費につきましては、ふるさと納税寄附金の確定に伴い、基金積立金を整理するものであります。

7款土木費につきましては、財源内訳の補正であります。

9款教育費につきましては、基金積立金の追加及び財源内訳の補正であります。

11款公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

12款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 地方自治法の第180条第1項に規定されている専決処分については、4つだけです。その中で事項別明細書7ページの農林水産業費の林業費、3目の森林環境振興費、これを見ると18節の負担金補助及び交付金で大きな減額が出ているのですけれども、この部分の処理は、3月の補正予算で執行残の整理をして、一旦基金の積立ての整理をすると。今回のこの時期の専決処分としては、需用費だとか細かいものの執行残で、なおかつ森林環境譲与税の確定によって基金の整理をするというのが当たり前で、そうすれば4つのうちの2つ目の事項に該当してくると思うので何ら問題はないと思うのですが、専決処分書は総務課で作りますけれども、専決処分の要因については原課にあるので、専決処分の事項について職員に徹底すべきだというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 室谷総務課長。

1、総務課長（室谷） 周知の徹底の部分かと思います。これまでも管理職会議等で適正な予算管理につきまして周知を行ってまいりましたが、今後も適正な予算管理が図られますよう、管理職会議等で周知していきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 今回の事項別明細について原課のほうに取材に行きましたら、昨年也是这样やっていましたよと言われたので、昨年の事項別明細を見たら少額な減額だったので気づかなかったのですけれども、課長さん方にお願ひがありますけれども、この179条と180条の専決処分、これを再認識してください。1回読んでください。ただ、180条には4つの事項は書いてありません。例規集に書いてあります、五十音順の「ギ」ではなくて「チ」に書いてありますので、しっかり読んで専決処分というのを再認識していただければと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） ご指摘の部分につきましては、今後、適正な財政の管理等も含めて職員に周知してまいります。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 事項別明細書の5ページでありますけれども、17款寄附金の関係で、ふるさと納税寄附金の部分であります。先ほどの説明では、3月末確定によるものということでありましたけれども、このうち子どもの夢を応援するプロジェクトCF寄附金、それから、広尾の未来を、遊びと学びで育てる、のびのびプロジェクトCF寄附金、それぞれ1,000円となっておりますけれども、これらの事業の始期と終期、これはいつまでなのか。

それから、3月末での確定ということでもありますけれども、1,000円ということによろしいのかどうか、その確認の説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

再開します。

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

再開します。

山田水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（山田） 大変失礼いたしました。ふるさと納税寄附金の補正額の説明をさせていただきます。

プロジェクト2つに係る1,000円の補正ですけれども、まず期間、子どもの夢を応援するプロジェクトの始期は10月10日、終期は12月31日です。広尾の未来を、遊びと学びで育てる、のびのびプロジェクトのクラウドファンディングは、7月1日から12月31日までです。

それぞれ1,000円の補正の理由というところですが、1,000円未満の寄附金の切上げということになっております。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 既にこの事業は終わっているわけですから、先ほども質問にありましたけれども、3月の定例会でも十分間に合うという部分だと思いますし、仮にこの端数の整理であれば別に予算計上しないまでも、歳入で調定に対する、予算に対する不足とか、そういう形の処理ができるのかなと思うのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

1、議長（堀田） 山田水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（山田） 今回の1,000円未満の切上げというところですが、積立ての基金の確定に伴う時期での整理となったところであります。
よろしくをお願いします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告についての報告を行います。
田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第5号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

17ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

件名は、令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）でありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。介護給付費準備基金の積立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和8年3月31日であります。

次のページ、別紙、令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円

を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,254万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

19ページをお願いいたします。

第1表の歳入であります。

介護給付費準備基金繰入金を追加するものであります。

次に、歳出であります。

2款1項介護サービス等諸費は、財源内訳の補正であります。

3款1項基金積立金の追加をするものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第8 議案第33号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第33号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、屋内遊戯施設新築工事であります。

契約額は、1億9,030万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地、アカイシ建設株式会社、代表取締役赤石佳菜子であります。

工事の概要であります。

施工場所につきましては、公園通南2丁目1の4の内ほか6筆であります。

工事内容につきましては、公園整備に係る屋内遊戯施設木造平家建て建築一体工事であります。

予定工期につきましては、本議会の議決の日の翌日から令和9年2月26日までであります。

指名業者等の状況についてであります。萩原建設工業株式会社、川田工業株式会社、アカイシ建設株式会社、株式会社畑下組の4業者をもって入札を行いまして、落札率は99.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第34号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第34号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、公園施設整備工事その1であります。

契約額は、1億1,049万5,000円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸であります。

工事の概要ですが、施工場所につきましては、公園通南2丁目であります。

工事内容につきましては、公園整備に係る植栽工・構築物撤去工・給水設備工・電気設備工・園路広場整備工・サービス施設整備工一式であります。

予定工期につきましては、本議会の議決の日の翌日から令和9年1月29日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第35号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第35号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、公園施設整備工事その2であります。

契約額は、2億7,819万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町字野塚772番地2、高堂建設株式会社南十勝支店、取締役南十勝支店長佐々木守であります。

工事の概要ですが、施工場所につきましては、公園通南2丁目であります。

工事内容につきましては、公園整備に係る植栽工・電気設備工・園路広場整備工・遊戯施設整備工・サービス施設整備工・管理施設整備工・建築施設組立て設置工一式であります。

予定工期につきましては、本議会の議決の日の翌日から令和9年1月29日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.4%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第35号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第36号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第36号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第36号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、屋内遊戯施設備品購入業務(遊具)であります。

取得財産は、立体遊具2基、壁面遊具3基、置き型遊具2基であります。

取得目的は、現在整備中の公園に建築予定の屋内遊戯施設に設置するためであります。

契約額は、1,477万800円であります。

契約の相手方は、帯広市西6条南4丁目8番地2、株式会社加藤家具店、代表取締役加藤貴子であります。

納入期限は、令和9年2月26日までであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社まつみ商会、株式会社札幌ニット、有限会社エムエス北海道、株式会社加藤家具店、パークプランニング株式会社、株式会社サンコー緑化十勝営業所、有限会社タカダ薬局、株式会社橘産業、株式会社F Kオグラ、笹川文具店の10業者をもって入札を行いまして、落札率は87.0%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第36号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第37号～日程第13 議案第38号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第37号 広尾町税条例の一部改正についてと日程第13、議案第38号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第37号 広尾町税条例の一部改正について及び議案第38号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、いずれも引用する地方税法等の改正により生じた項ずれや特例規定新設に伴うものでありまして、広尾町税条例の一部改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止と町民税の課税の特例の見直しや適用期限の延長に伴うものが主な内容となっております。

詳細につきましては、担当課長に補足説明いたさせます。

議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、広尾町税条例の一部改正及び広尾町都市計画税条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案資料でご説明いたします。

議案資料1ページをお願いします。

ただいま町長から説明がありましたように、今回の改正は地方税法等の一部改正に伴うもので、法令等の条ずれや項ずれに伴う改正箇所については説明を省略させていただきます。

初めに、広尾町税条例の一部改正の概要であります。

表の見出しの一番左から、行番号、右に条例改正箇所として改正前の条番号、そして対応する法令、一番右に改正の概要となっております。また、改正の概要に施行日のない条については、令和8年4月1日適用となるものであります。

行番号3の条例第33条の改正についてであります。改正の概要の欄をお願いします。特定大口株主配当等が特定配当等に追加され、概要の欄、表中、大口株主等について配当等の支払い時に住民税5%の特別徴収を行うこととなるもので、その右隣の欄の課税方式について変更はありません。

下のページ、2ページ、行番号1、第36条の3の3の改正であります。公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が拡大され、枠内に記載された所得税において源泉徴収を要しない方のうち、特定配偶者や年齢16歳未満の方または控除対象の扶養親族、合計所得金額が85万円以下の特定親族がいる方、そして納税義務者本人が障がい者か寡婦、ひとり親のいずれかに該当する方が新たに対象となるもので、令和9年1月1日施行となるものであります。

次に、その下、第63条の改正であります。固定資産税について、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げるもので、令和9年4月1日施行となるものであります。

次に、その下の第80条から第91条の改正であります。いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもので、第81条の3から第81条の8を削除し、各条項中「種別割」を「軽自動車税」に改めるなど、所要の改正をしております。

次のページ、3ページをお願いします。

行番号1の附則第6条の改正であります。特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療控除の特例でありまして、風邪薬などの特定一般医療薬品を購入し1万2,000円を超えた場合は、超過分が確定申告で控除可能とする規定で、令和9年度まで期限が定められておりましたが、延長され、それ以後の年度も控除を可能とする改正となっております。施行日は、令和9年1月1日となるものであります。

次に、行番号3、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についてありますが、住宅ローン控除の対象となる入居の期限を令和7年度までから令和12年度までに延期するもので、このほか行番号2の附則第7条の3削除に伴う条の繰上げや文言整理をしております。施行日は、適用期限の延長部分に限り令和9年1月1日となるものであります。

次に、行番号5、附則第8条の改正についてであります。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度までから令和12年度までに3年延長するもので、このほか附則第7条の3の削除に伴う所要の改正をしております。

下のページ、行番号2、附則第10条の2の改正につきましては、法附則第15条、課税の特例、第2項等に規定する各特例期間中の課税標準となるべき価格に乗じる割合、特例率を規定しておりまして、法附則第15条第6項の削除による項ずれの反映と特例率の改正など、各項において所要の改正をしております。

恐れ入りますが、資料23ページの新旧対照表をお願いします。

上から5行目、第10条の2、各項の特例率の改正は、第4項から第10項まで、それぞれ記載のと

おり改正となっております。

また、下のページ、中ほどとなりますが、改正後の第15項であります、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充により対象が特別特定建築物全般となり、本条に新たに追加するものであります。

次に、資料4ページにお戻り願います。

行番号4、附則第15条の2から附則第15条の6につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う削除となっております。

その下、附則第16条についても、同じく軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもので、文言整理のほか、電気自動車等のグリーン化特例措置（おおむね75%軽減）を2年延長し、令和10年3月31日までとする改正をしております。

次のページをお願いします。

行番号3、附則第17条の2の改正についてであります。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正となっております。特例措置期間を3年延長し、令和11年度までに改めるものであります。また、特例除外区域を第4項として、枠内に記載された地滑り防止区域等を新たに規定するものであり、施行日は令和10年1月1日となるものであります。

次のページをお願いします。

行番号1、附則第19条の3の改正についてであります。法規定の新設に合わせて新たに条を追加するもので、内容としては、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でありまして、特定暗号資産を譲渡した場合の所得について申告分離課税が導入されることに伴い、税率を3%と規定するものであります。改正法は現在まだ公布されておきませんので、施行期日については記載のとおりとなるものであります。

次のページ7ページから40ページまでは条例本則の新旧対照となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料41ページと併せて議案36ページをお願いします。

議案36ページ、下から3行目、本改正条例附則第5条において平成26年条例第8号、広尾町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、附則第6条中「種別割」を削り、「軽自動車税」に名称変更するものであります。

続きまして、広尾町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案資料42ページをお願いします。

税条例同様、一部改正の概要であります。ただし、条例改正箇所については追加される項がありますので、改正の項でお示ししております。こちらも、法令等の項ずれに伴う改正箇所については、省略させていただきます。

それでは、行番号3、附則第4項の改正についてであります。税条例の改正と同様に、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置の割合、特例率を新たに追加するものであります。

その下、附則第5項につきましては、税条例でも説明しましたが、バリアフリー改修が行われた

劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充により対象が特別特定建築物全般に改正されたことから、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改めるものであります。また、行番号3の附則第4項の新設により、本項を含め以下の項について1項ずつ繰り下げる改正となっております。

この改正条例につきましては、令和8年4月1日から適用したいとするものであります。

なお、次のページ43ページから46ページに都市計画税条例の新旧を掲載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

また、今回の条例改正に対する参考として、資料47ページ、48ページに地方税法等の一部を改正する法律の主な概要として、ただいま説明しました内容と重複する箇所もありますが、自動車関係諸税のほか個人住民税や主な税負担軽減措置等を抜粋し参考として掲載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第37号 広尾町税条例の一部改正についてと議案第38号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第37号と議案第38号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第37号 広尾町税条例の一部改正についてと議案第38号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

本会議を再開します。

◎日程第14 議案第39号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の改正に伴い課税限度額の改定を行うほか、令和12年度統一保険料に向けた広尾町国民健康保険料率の引上げを行うものであります。

議案資料で説明をさせていただきますので、議案資料の50ページをお願いいたします。

初めに、資料の訂正をお願いいたします。

50ページの（1）、課税限度額の改正の欄でありますけれども、表中「令和7年度」となっている部分につきましては「令和8年度」に、また、「令和6年度」となっております部分につきましては「令和7年度」に訂正をお願いいたします。

また、同ページでありますけれども、（2）の低所得世帯の保険税軽減の拡大の項でありますけれども、冒頭にあります「令和7年度の改正で」というところを「令和8年度の改正で」というふうに直していただきますのと、表中「令和7年度」とありますのは「令和8年度」、「令和6年度」とありますのは「令和7年度」に、それぞれ訂正方よろしく願いを申し上げます。

資料の作成につきましては、細心の注意を払いながら作成をいたしておりますが、今回のような誤った表記をしてしまい、大変申し訳ありません。今後も、正確性を第一に作成するよう、指導徹底してまいります。

資料の説明をさせていただきます。

大きな1の地方税法施行令改正に伴う改正の関係であります。

（1）の課税限度額の改定でありまして、表にありますとおり基礎課税額を66万円から67万円に引き上げ、（2）の低所得世帯の保険税軽減の拡大の表でありますけれども、被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減につきましては30万5,000円から31万円に、2割軽減につきましては56万円から57万円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、2の令和12年度統一保険料に向けた改正であります。国民健康保険は、健康保険など他の医療保険と比べると加入者に高齢者が多く、医療費が年々増加している上に所得水準が低いといった課題を抱え、北海道では、負担の公平化を進め、令和12年度をめぐりに保険料水準の統一を目指しているところであります。広尾町では、これを踏まえ、急激な保険料の上昇を抑制するために、

現時点で北海道から示された統一保険料率を基に、令和12年度までの5か年で段階的に引上げ、または引下げをする部分もありますけれども、引上げをしたいというものであります。

議案資料の51ページをお願いいたします。

表の上のほうにA、B、Cとありますけれども、B列が令和8年度の部分でございます。B列、令和8年度は、所得割について医療、支援、介護分の計で0.07ポイント増の12.77%に、均等割も同様に合計で200円増の4万6,600円に、平等割では合計で1,400円増の3万9,400円に引き上げたいとするものであります。

この改正につきましては、今年2月に開催した国民健康保険運営協議会において、段階的な引上げについて町としての方向性をお示しさせていただいた後、4月27日に開催された同運営協議会において、保険料率の引上げ等の改正について、適当である旨の答申をいただいたところであります。

議案資料の52ページから保険料率改正に伴う世帯別の影響額等をお示ししております。この関係につきましても、担当課長より補足説明をさせていただきます。

また、議案資料の54ページ以降には新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

議案に戻っていただきまして、41ページであります。

附則であります。

附則第1項において、本条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用したいとするものであります。

また、第2項において、この条例による改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、議案資料52ページについてご説明申し上げます。

初めに、3の今回の改正、保険料率の改正による世帯別影響額についてであります。

表の上の見出しから、区分、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、そして一番右が3月定例会で議決をいただいた子ども・子育て支援金課税額となっており、それぞれの課税額ごとに、さらに所得割、均等割、平等割に区分しております。そして、縦に①から⑦まで、収入や家族構成を変え7種類の世帯について試算しておりますので、その中の②と⑤についてご説明申し上げます。

②の夫婦2人世帯で年金収入の合計が280万円の場合は、低所得者軽減が適用され、課税額、全ての所得割はかからず、医療分の均等割については1万7,100円が1万7,220円に、平等割は7,620円が7,830円となり、課税ごとの計は、それぞれ100円未満を切り捨てますので2万4,700円から2万5,000

円、300円の増となります。支援分については、平等割が2,310円から2,370円となりますが、計の端数処理の結果、増減はありません。介護分は該当とならないので、今回の改正による国保税は300円増となり、子ども・子育て分を合わせると、一番右の国保税の合計では3万2,200円が3万3,400円となり、1,200円の増になるものであります。

次に、⑤の夫婦2人と18歳未満の子ども2人世帯で夫の給与収入が800万円の場合で、夫婦ともに40歳以上の場合ですが、医療分については、計60万1,500円が60万8,100円となり6,600円の増、支援分については、計19万6,100円が19万3,500円となり2,600円の減となるものです。夫婦ともに40歳以上ですので介護分が該当となり、計12万7,600円が12万9,800円となり2,200円の増、今回の改正による国保税は6,200円の増となり、子ども・子育て分を合わせると国保税の合計では2万5,800円の増となるものであります。

次に、資料53ページをお願いします。

4の国民健康保険税の課税限度額及び保険料率の改正による試算比較です。

こちらは令和8年4月現在の被保険者について令和7年度課税実績により試算したもので、表左側の見出し、課税実績の上から、令和8年4月現在の国保加入世帯数と被保険者数、そして令和7年度課税実績による算出税額を①として記載しております。その下に控除分として、均等割で軽減される被保険者数と平等割で軽減される世帯数を7割から2割までの軽減割合ごとに記載し、それらに係る軽減税額の合計を②としております。その下は限度額超過分でありまして、超過する世帯数と超課税額を③として記載しております。全体の影響額としては、①の算出税額から②の軽減税額合計と③の超課税額を差し引いた額を表下から2行目の課税額計としており、その下の増減の欄が令和8年度分から令和7年度を差し引いた影響額となるものであります。

初めに、表上の見出し、基礎課税額についてですが、課税限度額が66万円から67万円に引上げとなり、均等割の軽減対象となる被保険者数は、5割軽減が200人から204人に、2割軽減が163人から161人に、全体で747人から749人に増え、軽減税額が12万8,000円増の1,180万9,000円、同じく、その下の平等割の軽減対象となる世帯数は、5割軽減の対象が増え、全体で505世帯から507世帯となり、軽減税額が20万6,000円増の677万1,000円、軽減税額合計②は1,858万円となるものであります。その下、限度額超過世帯数は1世帯減の38世帯、超課税額③は22万7,000円増の3,002万7,000円となり、①の算出税額から軽減税額合計②と超課税額③を差し引いた課税額計は1億2,934万円となり、前年比156万7,000円の増と試算しております。

同様に、右隣の欄の後期高齢者支援金等課税額においては、課税限度額の改正はありませんが、減額対象となる被保険者数、世帯数がそれぞれ増となり、②の軽減税額合計では7万3,000円増の562万9,000円となり、その下の限度額超過につきましては1世帯減、③の超課税額は26万3,000円減の813万3,000円、課税額計は4,243万円となり、34万円の減と試算しております。

また、さらに右隣の欄の介護納付金課税額についても、課税限度額の改正はありませんが、2割軽減対象の方と世帯数が増え、②の軽減税額合計では5万6,000円増の171万3,000円となり、その下、限度額超過につきましては1世帯増、③の超課税額は12万5,000円増の413万9,000円、課税額計は1,543万9,000円となり、24万6,000円の増と試算しております。

今回の改正分では、全体で147万3,000円となるものであります。

なお、一番右の欄の子ども・子育て支援金課税額については、記載のとおりの結果となるものであります。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） まず、この資料の中で、今、説明がありましたけれども、十勝管内の保険料について、令和6年度で12.7%に改定されたときに管内順位として広尾町は3番目に位置しておりましたけれども、現在の位置は何番か、ご説明いただきたいと思います。

それから、先ほど50ページでも国保は他の健康保険などと比較して加入者に高齢者が多く、医療費が年々増加している、そしてまた所得水準が低いといったようなご説明もあったところなのですが、先ほど52ページのシミュレーションの中で⑤の給与収入800万円、標準世帯4人でありましてけれども、例えば健康保険、この部分で⑤のシミュレーションで国保では95万1,000円となっておりますけれども、他の健康保険では給与収入800万円ではどの程度の額であるのか、このご説明をいただきたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、令和元年度に国保の積立基金ということで1億円、基金積立した経緯がありますけれども、このことに関しては、いわゆる国保の財政赤字、これについては一般会計から繰入れすると国のペナルティが生ずるということで、その際、基金積立からの繰入れであればこのペナルティを免れるということで、それで1億円積立した経緯がございますけれども、現在の基金残高、これは幾らになっているのか、この点についてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 管内の保険料率の所得割のほうの順番ではありますが、押さえているのは現時点で3番目でございますが、ほかの自治体も広尾町同様に、令和12年度の統一保険料に向け、引上げの改正を今年行うところがあるという情報を得ております。

次に、⑤番の世帯の場合で、ほかの健康保険で試算した場合ではありますが、給与収入800万円を単純に月額計算したものとなりますが、例えば北海道市町村職員共済組合では49万3,000円程度、北海道の協会けんぽであれば49万5,000円程度の健康保険料となるものであります。

次に、基金の残高についてでございますが、3,850万円程度、残高としてある状況でございます。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） ただいまの説明で、国保の場合4人家族で800万円ですと95万円の国保税ということに対して、他の健保は50万円以下でありますから、この差が約45万円ぐらい、ほぼ半分に近い額ではかの健保については負担されるということで、国保はどうしてもそういった意味では所得が低い割に税負担が多いという実態が明らかになったところであります。

あと、先ほど言いましたように、基金積立てについて3,850万円程度あるわけですがけれども、例えば今回のこの国保の引上げ部分、これだけ見ると150万円程度なのですがけれども、従前もこの1億円の積立てで国保の赤字分を補填してきております。そういったことを考えると、この150万円程度の引上げについて、例えば基金積立ての財源を充当して国保財政を賄うということも考えられるかと思うのですが、その点はこういったような検討をされたのか、これについてお伺いをいたします。

1、議長（堀田） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 今回の引上げについてであります。あくまでも北海道が示す令和12年の統一保険料に向けたものでありまして、例えば先ほどの資料52ページの⑤番、夫婦2人と18歳未満のといった世帯の場合で、北海道が現時点で示す令和12年度の統一保険料で国保税を試算しました結果、5万3,000円引上げとなる結果となりました。先ほど町長からも説明がありましたように、保険税の大幅な高騰で家計圧迫とか、そういったことを踏まえまして、例えば低所得世帯ですとそんなに影響はないのですが、そういった中間の所得層に対しても十分配慮した段階を踏んだ改正を提案しているものであります。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

2018年度、平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行され、9年目を迎えたところであります。

本案は、国民健康保険税の保険料率の引上げ及び賦課限度額の引上げに係る改正で、基礎課税分として現行66万円を67万円に引き上げるもので、過般議決した子ども・子育て支援金課税分3万円

分と合わせると4万円の引上げとなるわけであります。後期高齢者支援金26万円、介護納付金17万円と合わせると、課税限度額、現行109万円から113万円に引き上げるものであり、平成18年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると、51万円もの引上げで、1.8倍になります。

また、国保税所得割の医療、後期高齢、介護の税率を12.7%に改正したことにより、本町は十勝でも3番目に高い水準となっています。

加えて、市町村職員共済組合健保や社会保険等にはない均等割や平等割など、国保税特有の応益割制度が課税されており、我が国の保険制度の均衡が保持されていないものであります。

今日のホルムズ海峡封鎖等により中東原油輸入量が7割近く減少し、燃油高騰及び物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなど厳しさを増しており、被保険者の負担増は回避すべきものと思慮いたします。

よって、当該一部改正案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、浜野隆議員、登壇願います。

1、8番（浜野） 議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について、私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回改正される課税限度額の引上げについては、地方税法の改正に伴う必要な改正であり、軽減判定所得の引上げは低所得者に配慮したものとなっております。

また、令和12年の統一保険料に向けた段階的な引上げは、国保加入者の急激な負担増を抑制するために5年かけて行うものであり、必要な措置と考えます。

よって、私は、今回の国保税の改正については、やむを得ないものとして本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終了します。

これより議案第39号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第40号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第40号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第40号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和8年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,300万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

43ページをお願いいたします。

事項別明細書は3ページも併せてお願いをいたします。

補正の歳入であります。

14款2項国庫補助金であります。地域公共交通確保維持改善事業費補助金の追加であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は、4ページであります。

2款1項7目企画費は、地域交通再編事業委託料の追加であります。本事業の詳細につきましては、後ほど担当課長より補足説明をいたさせます。同款2項2目賦課徴収費は、配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額の還付の増加に伴う過誤納還付金の追加であります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） それでは、2款総務費、1項7目企画費の大事業4、生活交通路線確保対策事業の12節、地域交通再編事業委託料について補足説明をさせていただきます。

議案資料59ページをお願いいたします。

第6次広尾町まちづくり推進総合計画の後期で「公共交通の抜本的改革」を重点事業として取り組むこととしておりまして、今回、国土交通省が所管する補助事業を活用しまして、広尾町地域交通再編事業を実施するものであります。

初めに、活用する国の補助事業、令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト「モビリティ人材・組織育成タイプ」の制度内容についてご説明をいたします。

60ページになります。

全国の「交通空白」を解消するとともに、新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備するた

め、地方公共団体におきまして、効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案を行い、交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進める人材や組織の育成等を行う取組に国が支援を行うものがあります。

中段の囲み内にありますように、①、組織の立ち上げ支援、②、持続的な地域交通の検討、③、人材育成、④、関係者との連携体制の構築、⑤、外部専門人材の登用などが補助対象となるものがあります。

補助率は定額補助で、上限は3,000万円となっております。

59ページに戻りまして、1番、事業実施の背景につきましては、人口減少や高齢化の進行、そして既存の公共交通の利便性の低下、商店の閉店などによりまして、市街地におきましても買物の足がなく困っている高齢者が増加するなど、日常生活における「移動」が大きな地域課題となっているところです。

地域交通の維持確保に当たりましては、交通の取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時間的・空間的に発生する交通空白を的確に捉え、本町にとって最適な交通形態の在り方を検討していく必要があります。

一方、政策の推進を担う町の担当職員は交通政策の専任ではなく、専門的な知識が不足している状況にありまして、また、町内の交通事業者も、運転手不足などが要因で乗客の利便性向上を図ることが難しいなど、行政と事業者だけでは持続可能な地域公共交通の体制を構築していくことは困難な状況にあります。

これらを踏まえ、町内公共交通の再編等を図るに当たり、本町の地域資源を最大限活用して、持続的に地域交通を維持確保できる事業の検討と推進できる体制づくりを進める必要があります。

2の事業内容であります。外部事業者に委託をし、記載している内容を実施いたします。

1つとして、町内を運行していますバス、タクシーなど既存交通や、役場内の交通関連部署の役割や課題など、現状の整理を行います。

2つ目に、地域住民や交通関係事業者への調査、分析として、交通事業者や町内団体等へのヒアリングや役割の整理、住民アンケートや現状の公共交通の利用状況調査などを行います。

3つ目に、さきの2つで調査、整理した現状を分析し、町の実態や地域資源等を踏まえた広尾町における最適な交通形態を検討します。

4つ目に、広尾町が持っている地域資源を最大限に生かし、持続的に地域公共交通を維持確保していくための事業を検討し、それを具体化するための推進組織の立ち上げを図ります。ここで言う推進組織とは、地域交通を主体的に担うことができる組織を想定しています。

あと、資料には記載していませんが、人材育成の取組として、公共交通を広尾町全体で担っていくための地固めを図るべく、町民の意識醸成や人材育成を行うためのワークショップや勉強会を実施する予定としております。

次に、3の事業費でありますけれども、2,100万円を予定しておりまして、全額、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を充てることとしております。

今後のスケジュールにつきましては、実施する業者を選定しまして、7月には事業開始、2月上

旬の事業完了を予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、議会規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 今、補足説明があった部分です。2,100万円の関係なのですが、説明資料の60ページに補助対象経費ということで説明がありまして、①から⑤が補助対象経費になっているということで、2,100万円をこの①から⑤に振り分けるとしたら、どのようになりますでしょうか。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 2,100万円の内訳でございますけれども、まず①番目、組織の立ち上げ支援に関する費用につきましては460万円、②、持続的な地域交通の検討に関する費用は950万円、③、人材育成の費用につきましては355万円、④の関係者との連携体制構築については335万円、⑤の外部専門人材の登用については今回の事業で予定しておりませんので、以上4つ、合わせまして2,100万円となっているところです。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） この2,100万円で、どのような事業効果が見込まれるかというのを説明願います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 本事業の最終的な目的というか目標につきましては、先ほど説明でもしましたけれども、広尾町が持っている地域資源を最大限に活用して持続的に公共交通を維持確保するために、新たな地域交通を主体的に担うことができる組織の立ち上げを図るということになります。それに向けて委託事業者が、実際広尾町に入っていただきまして、関係者等にヒアリングなどを行っていく中で、新たに公共交通を担える主体となり得る事業者ですとか団体などを見つけること、それから町の公共交通の現状を町民に知ってもらって、今後の公共交通は地域全体で支えていくのだという意識を持ってもらうということなど、人材育成にもつながる取組を行うことで、公共交通

の維持確保について、町民の皆さんそれぞれが自分事として関わってもらえるようになってほしいということもございます。

最終的には推進組織の立ち上げということでもありますけれども、なかなか1年で簡単にできるものではないと思っておりますが、事業者の力も借りながら進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほどの説明の中で、本町における最適な交通形態の検討ということなのですが、現時点でこの協議会を昨年設置されて、累次にわたって会議を開いているかと思うのですけれども、この交通形態、いろんなパターンがありますけれども、現時点でこういったパターンを計画しているのか、これについて分かればご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 5月11日の議員協議会でもお話をしたとおり、今後、地域循環型のコミュニティバスの実証運行を予定しております。詳細については後ほど説明ということで差し上げたいと思っておりますけれども、6月補正に計上して、まずは地域のコミバス実証運行をするという方向性と考えております。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） このコミバス、公共交通の部分については、今まで何回か議会でも取り上げさせてもらいましたが、直近で国土交通省の、いわゆる交通空白に係る地域公共交通確保事業、これについて大樹町はもう既に実証実験を複数回やっておりますけれども、この交通空白という部分でいけば、例えば豊似市街とか音調津も公共交通が走行しておりますけれども、そういった運行については交通空白とみなさないということで、そこについては適用除外というような説明を大樹町の担当者から受けたことがあるのですけれども、本町の場合、今、コミバスを想定しているという中で、そういった懸念はないという理解でよろしかったのか、ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 交通空白とは、例えば広尾市街地でも、今、タクシーが走っていますし、路線バスが走っていますが、バス停から遠い地区もございます。そういうところもあるので、

市街地でも交通空白が発生をしているというふうに私たちは捉えております。もちろん豊似とか野塚、音調津についても、特に音調津についてはＪＲバスが１日３本しか走っていないということもありまして、そこも交通空白というふうに言えるでしょうし、豊似と野塚についても、農村地区については路線バスも走っていませんし、タクシーについても、呼んでも広尾市街からだと３０分ぐらいかかるというふうなので、そこも交通空白だというふうに私たちとしては捉えているところです。

ただ、市街地も商店の閉店などもあって、高齢者も多く買物に不便だということで、いろんな声を聞いていますので、町の方針としては、まず広尾市街地の交通空白を解消するためにコミバスの実証運行も含め検討を進めているところでありますけれども、それと並行してというか、ちょっと順番は後になるかもしれませんが、それら郡部地域の公共交通の形態についても、今回の地域交通再編事業を利用して、そちらのほうも検討を進めていく考えであります。

以上です。

１、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案件は討論を省略します。

これより議案第４０号 令和８年度広尾町一般会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第４１号

１、議長（堀田） 日程第１６、議案第４１号 令和８年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

１、町長（田中） 議案第４１号 令和８年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本案は、令和８年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,133万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,343万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

46ページをお願いいたします。

あわせて、事項別明細書につきましては3ページもお願いいたします。

補正の歳入であります。

1款1項国民健康保険税は、条例改正に伴う国民健康保険税の追加であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は、4ページであります。

7款1項1目国民健康保険基金積立金は、国民健康保険税の追加に伴う基金積立金の追加であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお祈りを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、議会規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第41号 令和8年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

本会議を再開します。

◎日程第17 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第17、発議第4号 常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任は、委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより事務局長に朗読をさせます。

沖田事務局長。

1、議会事務局長（沖田） それでは、申し上げます。

初めに、総務常任委員会委員、7人であります。斎藤弘樹議員、尾矢利昭議員、大庭克彦議員、萬亀山ちず子議員、前崎茂議員、渡辺富久馬議員、堀田成郎議員、以上7名であります。

次に、産業常任委員会委員、6人であります。雄谷幸裕議員、山岸謙一議員、松田健司議員、志村國昭議員、浜野隆議員、山谷照夫議員、以上6名であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩します。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

（議長、副議長と交代）

1、副議長（山谷） 再開します。

ただいま、総務常任委員に選任された議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところであり、常任委員を辞任したいとするものであります。

◎日程追加の議決

1、副議長（山谷） お諮りします。議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程

第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時04分 休憩

午後 1時06分 再開

再開します。

◎追加議事日程 日程第1 発議第6号

1、副議長（山谷） 追加議事日程第1、発議第6号 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀田議長の退場を求めます。

(堀田成郎議長 退席)

お諮りします。本件は、申出のとおり常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任については、許可することに決しました。

議長と交代のため、暫時休憩します。

午後 1時07分 休憩

午後 1時07分 再開

(副議長、議長と交代)

1、議長（堀田） 本会議を再開します。

ここで、各常任委員会の正副委員長を互選するため、委員会の開催を願います。

委員会の開催場所は、議員控室で行います。先に総務常任委員会を開催し、終了後、産業常任委員会を開催します。

各常任委員会終了まで、本会議を休憩します。

午後 1時08分 休憩

午後 1時24分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告をします。

総務常任委員会の委員長に前崎議員、副委員長に萬亀山議員、産業常任委員会の委員長に志村議員、副委員長に雄谷議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第18 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第18、発議第5号 議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任は、委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより事務局長に朗読をさせます。

沖田事務局長。

1、議会事務局長（沖田） それでは、申し上げます。

議会運営委員会委員、6人であります。大庭克彦議員、雄谷幸裕議員、浜野隆議員、萬亀山ちず子議員、渡辺富久馬議員、山谷照夫議員、以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選するため、議会運営委員会の開催を願います。

委員会の開催場所は、議員控室で行います。

委員会終了まで、本会議を休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時32分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に渡辺議員、副委員長に大庭議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和8年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 1時33分